

2025年8月12日

各位

会社名 株式会社アイスタイル
代表者名 代表取締役会長 CEO 吉松 徹郎
(コード番号: 3660 東証プライム)
問合せ先 取締役副会長 CFO 菅原 敬
(TEL. 03-6161-3660)

募集新株予約権（業績連動型新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年8月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役に対し第28回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の企業価値の向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株主や株価を意識した経営を一層推進することを目的として、当社取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済み株式総数の91,869,777株に対し最大で1.58%の希薄化が生じます。かかる株式の希薄化への影響を考慮し、本新株予約権の行使により交付を受ける株式には自己株式を充当することといたします（ただし、本新株予約権に充当すべき自己株式が不足する場合には、状況に応じて当社が自己株式を取得する方法か新株を発行する方法を採用する可能性があります。）。しかしながら、本新株予約権は行使条件として業績目標の達成が設定されているところ、業績目標が達成されることにより、当社の収益力が向上することによって、当社一株当たり当期純利益（EPS）が増加し、そのことが、最終的には既存株主の皆様の利益にもつながるとともに、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

株式会社アイスタイル第 28 回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

14,500 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,450,000 株とし、以下 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数に乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 1,500 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂 1 丁目 1 番 8 号）に依頼した。なお、株式会社赤坂国際会計は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株価の終値 645 円/株、株価変動性 49.8%、配当利回り 0.2%、無リスク利子率 0.9% や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 322.5 円/株等の行使条件等）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年8月8日の東京証券取引所における当社株価の終値の50%である322.5円とする。^(注)

(注)

本新株予約権については、行使条件達成後、短期的に当社の要因によることなく当社の株価が下落した場合でも、付与対象者の意欲や士気を継続して高めるために、業績条件が達成できたにも関わらず株価が下落し付与対象者が十分なインセンティブを獲得行使できない状況とするべきではないと考えております。

一方、株価が上昇している場合、付与対象者は業績向上による株価上昇に係る貢献度以上のインセンティブを得ることとなりますが、高い水準の業績条件を課しているため、追加的なインセンティブの付与も許容することといたしました。上記を検討した結果、このたびの本新株予約権の行使価額を322.5円といたしました。

なお、業績条件達成により、付与対象者は株価下落時においても行使による株式の売却で利益を得ることもあり、また行使による希薄化を生じさせることも考えられますが、業績条件達成による収益力向上によって、一株当たり当期純利益（EPS）は向上すると見込んでおり、最終的に既存株主の利益にもつながるものと考えております。具体的な数値目標を掲げ、目標達成に向けて、業績拡大へのコミットメントを高める強いインセンティブ目的として、当社取締役及び執行役員並びに当社子会社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであり、当該行使価額の設定は、合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年10月1日から2030年12月31日（但し、2030年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、(i)2026年6月期、2027年6月期、2028年6月期、2029年6月期及び2030年6月期のいずれかの事業年度において、次の【業績条件】に掲げる条件を満たし、かつ、(ii)次の【在籍条件】を満たしている場合に、割当を受けた本新株予約権のうち、【業績条件】及び【在籍条件】に掲げる割合（【業績条件】の達成により行使可能な割合と【在籍条件】の達成により行使可能な割合が異なる割合となる場合には、このうちいずれか低い割合とする。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

【業績条件】

- A) EBITDA 8,500 百万円：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 33.3%
- B) EBITDA 9,500 百万円：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 66.6%
- C) EBITDA 10,500 百万円：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 100%

なお、EBITDA の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる EBITDA の額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

【在籍条件】

- A) 本新株予約権の割当日から 2026 年 9 月 30 日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 20%
- B) 本新株予約権の割当日から 2027 年 9 月 30 日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 40%
- C) 本新株予約権の割当日から 2028 年 9 月 30 日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 70%
- D) 本新株予約権の割当日から 2029 年 9 月 30 日までの期間において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であった場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 100%

② 上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（ただし、下記 6. に従って新株予約権者に再編対象会社（以下に定義される。）の新株予約権が交付される場合を除く。）について当社株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議）がなされた場合、当該承認（決議）日の翌日から 30 日間に限り、上記①の【在籍条件】を除く本(6)に定める条件を満たす本新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会

社をいう。)の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025年8月27日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日から上記3.(6)の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記3.(6)の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 申込期日

2025年8月25日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年8月26日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	2名	5,500個
-------	----	--------

当社執行役員	7名	8,000個
--------	----	--------

当社子会社取締役	1名	1,000個
----------	----	--------

なお、上記の数は割当予定数であり、引受けの申込みがされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

以上